

# 「赤ちゃん授業－赤ちゃん和小中高生・大学生等との交流事業委託業務」企画提案実施要領

## 1 目的

少子高齢化等により、自分の子どもが生まれるまで乳幼児と関わった経験のない子どもたちが増えている。子どもたちが地域の親子と交流し、赤ちゃんと接することによって命の尊さを実感するとともに、将来的な育児不安の減少やいじめや虐待の予防につなげるほか、コミュニケーション力を養う機会とする。また、子育て中の親子にとっても地域社会への参加や子育て支援者とのつながりを持つきっかけづくりとする。

また、男性の育児参画促進の観点から、父親の育児についても考える機会とする。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

赤ちゃん授業－赤ちゃん和小中高生・大学生等との交流事業委託業務

### (2) 業務内容

小学校・中学校・高等学校・大学等の各1校（計4校）において、乳幼児親子と小中高生・大学生等との交流事業を実施する。ただし、応募状況等により変更の場合もある。

学校については現在選定中。（決定次第、参加申込者に直接連絡をする。）

※詳細は、別紙「赤ちゃん授業－赤ちゃん和小中高生・大学生等との交流事業委託業務仕様書」のとおり。

### (3) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託見積限度額

1,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 実施方法

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に活動拠点を有し、子育て支援業務・活動を2年以上継続して実施している者であること。
- (2) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。

## 5 企画提案参加の手続き等

### (1) 担当部局

〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま内  
徳島県こども未来部子育て応援課（分室）次世代育成担当  
徳島県子育て総合支援センター「みらい」（火曜日休館）  
電話 088-655-4625 FAX 088-626-6189  
電子メール [tokumirai@mc.pikara.ne.jp](mailto:tokumirai@mc.pikara.ne.jp)

### (2) 仕様書等の交付

上記「5（1）担当部局」並びに、「徳島県」及び「とくしまはぐくみネット」ホームページで配布する。

徳島県HP（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）、  
とくしまはぐくみネットHP（<https://www.tokushima-hagukumi.net/>）

からダウンロードして入手すること。

### (3) 質問及び回答

- ①内 容 原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- ②受付期限 令和6年5月17日（金）午後5時必着
- ③受付場所 上記「5（1）担当部局」
- ④提出方法 質問書（様式第1号）により、電子メール又はFAXで提出すること。
- ⑤回 答 原則として、参加申込書提出者全員に、電子メールにより令和6年5月22日（水）までに回答する。

### (4) 参加申込書の提出方法

- ①提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時必着
- ②提出場所 上記「5（1）担当部局」
- ③提出方法 持参、郵送（書留郵便）又は宅配便により、提出するものとする。（郵送、宅配便の場合は、上記期限内に必着のこと。）
- ④提出書類 参加申込書（様式第2号）及び関係書類  
関係書類  
・事業者概要に関する資料（様式第3号）  
・事業報告書または団体の活動内容がわかる書類  
・定款または寄附行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

### (5) 企画提案書の作成及び提出

- ①提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時必着
- ②提出場所 上記「5（1）担当部局」
- ③提出方法 持参、郵送（書留郵便）又は宅配便により、提出するものとする。（郵送、宅配便の場合は、上記期限内に必着のこと。）
- ④提出書類 企画提案書（様式第4号）、事業に要する経費の内訳（様式第5号）  
※詳細は、「企画提案書作成要領」を参照のこと。
- ⑤提出部数 7部（正本1部、副本6部）

## 6 選定方法等

(1) 県が設置する選定委員会において、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を最優秀提案者とし、委託候補に選定する。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補に選定しないことがある。

また、参加者が1者だった場合には、審査基準に満たない場合、委託候補に選定しない。

(2) 評価項目及び評価方法

### ① 評価項目

- ・ 提案の事業内容
- ・ 事業の具体性
- ・ 事業実施体制
- ・ 事業実施により期待できる効果
- ・ 経費の適正

### ② 評価方法

評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出して行う。

(3) プレゼンテーションを実施する場合、開催日の1週間前までに企画提案書を提出した団体に日時と場所を通知する。

(4) 審査結果

- ① 全ての参加者に書面で通知する。
- ② 選定等に関する照会には一切応じない。
- ③ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
- ④ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。

(5) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

## 7 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、「6 選定方法等」により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うこととする。ただし、審査結果で評価点が基準に満たない場合は、契約締結の協議を行わず、契約の締結を行わない。

なお、協議が不調のときは、契約の締結を行わないこともある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 8 実施スケジュール

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始             | 令和6年5月 8日 (水)            |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付期限 | 令和6年5月17日 (金) 午後5時必着     |
| (3) 参加資格申込書提出期限      | 令和6年5月24日 (金) 午後5時必着     |
| (4) 企画提案書等提出期限       | 令和6年6月 7日 (金) 午後5時必着     |
| (5) 審査               | 令和6年6月下旬を予定              |
| (6) 委託決定・契約の締結       | 選定後、速やかに採択の旨を通知し契約の協議を行う |